

福島県教育委員会令和3年8月定例会会議抄録

| | |
|----------------|--|
| 1 開催日時 | 令和3年8月23日（月）午後1時30分から |
| 2 開催場所 | 教育委員室（県庁西庁舎3階） |
| 3 出席者 | 鈴木淳一教育長、1番 浅川なおみ委員、2番 成澤勝蔵委員、3番 吉津健三委員（オンライン出席）、4番 正木好男委員（オンライン出席）、5番 大村雅恵委員 |
| 4 議事内容及び経過 | |
| (1) 開会 | 午後1時30分、教育長から8月定例会の開会が告げられた。 |
| (2) 会議録署名委員の指名 | 教育長から、大村委員と浅川委員が会議録署名委員として指名された。 |
| (3) 会期の決定 | 教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。 |
| (4) 記録係の指名 | 教育長から、佐藤副主査が記録係に指名された。 |
| (5) 政策監提出理由説明 | 教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。 |
| | 政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。 |
| | (説明概要) |
| | 議案第1号については、令和2年度福島県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価結果について諮るもの。 |
| | 議案第2号については、福島県立特別支援学校学則の一部を改正するもの。 |
| | 議案第3号から議案第6号については、地方公務員法の規定に基づき、教職員に対する懲戒処分を行うもの。 |
| | 議案第7号については、福島県文化財保護条例に基づき、県指定重要文化財等の指定に関し、 |

| | |
|--|--|
| <p>(6) 会議（一部）非公開</p> <p>(7) 議案審議 議案第1号</p> | <p>福島県文化財保護審議会に諮問することについて諮るもの。</p> <p>議案第8号については、福島県文化財保護条例に基づき、県指定重要無形文化財保持団体の認定の解除及び認定に関し、福島県文化財保護審議会に諮問することについて諮るもの。</p> <p>議案第9号については、令和4年度の県立中学校で使用する教科用図書の採択について諮るもの。</p> <p>議案第10号については、令和4年度の県立特別支援学校小学部及び中学部で使用する教科用図書の採択について諮るもの。</p> <p>議案第11号については、教育職員免許法の規定に基づき教育職員免許状の取上げを行うもの。</p> <p>議案第12号については、市町村公立学校長の人事について、教育長臨時代理により処理したことについて承認を求めるもの。</p> <p>議案第13号については、福島県いじめ問題対策委員会臨時委員の委嘱について、教育長臨時代理により処理したことについて承認を求めるもの。</p> <p>報告第1号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第3号から議案第13号及び報告第1号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p> <p>令和2年度福島県教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検・評価結果について（議案第1号）、教育総務課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可</p> |
|--|--|

決された。

浅川委員：様々な事業においてモデル校や指定校、推進校などに指定していると思うが、どのように学校を選定しているのか。また、全ての学校がモデル校等に指定されているのか。それとも指定されない学校も中にはあるのか。

教育総務課長：指定校等の選定方法については事業によって様々であり、教育庁から指定する場合もあれば、募集を行い選定希望を確認する場合もある。そのため全ての学校がモデル校等に指定されているということではない。また、県以外にも市町村や国が指定している場合もある。

浅川委員：選定を希望しない場合、指定されない学校があるということもあり得るのか。

教育総務課長：市町村、国、県がそれぞれの事業で指定することになるが、どの事業にも希望しない場合、指定されない学校があるということもあり得る。

成澤委員：意見であるが、ここ数年の学校教育が変わってきていると実感している。先日出席した教育公聴会もそうであるが、リモート会議が増えてきている中で、生徒だけではなく教員の伝える力が求められてきていることから、今後そういった部分についても取り組んでいってほしい。

正木委員：3点質問したい。1点目は主要施策1の取組1のリーディングスキルテストの取組成果として、「基礎的・汎用的読解力」に視点を当てた授業づくりについて指導・助言を行ったとのことであるが、具体的な指導・助言に係る取組について教えてほしい。2点目は令和2年度「頑張る学校応援プラン」の実績（データ集）において、公立小・中学校における授業研究を伴う校内研修の今後の方向性として、教育

課題を明確にし、独自のアプローチで学力向上に向けた取組を行っている学校を「キラリ校」に位置づけるとしているが、何校の学校を「キラリ校」に位置づけており、また「キラリ校」における成果の共有実績はどの程度あるのか。3点目は1週間当たりの学内総勤務時間が60時間を超える教職員の割合について、中学校の割合が小学校、高校、特別支援学校と比べ高い比率になっているが、主たる要因は何か。

義務教育課長：1点目のリーディングスキルテストの取組として行った指導・助言に係る具体的な取組内容については、一例であるが、担任が生徒に対し「〇〇を工夫してやりましょう」と説明しようとする際、その際の工夫の仕方のイメージは生徒によっては様々である。そのため、具体的な工夫の仕方を生徒達がイメージできるよう、教師自身が具体的な表現を行うよう指導している。それらを踏まえた実践事例集を作成し、今年4月に各学校に配布しており、当該事例集には担任が授業をする際に気をつけなければいけないポイントや、効果があった授業の具体的な事例を掲載している。これらをしっかり先生方に理解いただき、より良い授業を行っていただけるよう取り組んでいる。次に、「キラリ校」については、令和2年度は延べ116校であり、7つの教育事務所を通じて市町村教育委員会と相談しながら決定している。共有実績については、「キラリ校」における取組を収集し、小中合同研修会における紹介や実践事例集の配布などにより、県内に周知を図っている。

職員課長：主たる要因としては、土曜日に授業を設定した学校が多かったためであると考えている。その割合については、小学校は7.4%、高校については4.7%であったが、これに対し中学校は20.8%であった。

| | |
|--|---|
| <p style="text-align: center;">議 案 第 2 号</p> <p>(8) 前 回 会 議 録 の 承 認</p> <p>(9) 議 案 審 議 議 案 第 3 号</p> | <p>大 村 委 員：「東日本大震災と福島第一原子力発電所の事故を振り返り3. 11に学ぼう」リーフレットを作成し、県内小中高生に配布し活用を図ったとのことであるが、いつ頃配布したのか。また具体的な活用実績について教えほしい。</p> <p>教育総務課長：配布時期は今年の3月である。</p> <p>義務教育課長：3月11日の前後に各学校が学級活動、またはショートホームルームなどで東日本大震災を振り返り、10年後の現在を考え、またそれらに携わってきた方々へ感謝するということを、当該リーフレットを活用しながら行った。引き続き当該リーフレットを活用していく。</p> <p>高校教育課長：高校においてもロングホームルームや総合的な探究の時間などで当該リーフレットを活用し、3月11日を振り返る学習活動を行っている。</p> <p>浅 川 委 員：部活動指導員の配置状況について、文化部と運動部の割合を教えてください。</p> <p>教育総務課長：令和2年度は中学校、高校合わせて121人配置しており、その内、運動部については104人で86%、文化部については17人で14%である。</p> <p>福島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則について（議案第2号）、特別支援教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> <p>教育長が、令和3年7月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第3号）、義務教育課長から事故の内</p> |
|--|---|

| | |
|--------|---|
| 議案第4号 | <p>容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> |
| 議案第5号 | <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第4号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> |
| 議案第14号 | <p>福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第5号）、高校教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>教育長から議案第14号の追加提出について提案がなされ、全員に異議なく認められた。</p> |
| 議案第6号 | <p>退職手当の支給制限について（議案第14号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県教育委員会会計年度任用職員の懲戒処分について（議案第6号）、高校教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> |
| 議案第7号 | <p>午後2時55分、教育長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後3時10分、教育長から委員会の再開が告げられた。</p> <p>令和3年度福島県指定文化財の指定に係る諮問について（議案第7号）、教育庁参事から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> |
| 議案第8号 | <p>福島県指定重要無形文化財保持団体の認定の解除等に係る諮問について（議案第8号）、教育庁参事から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| 議案第9号 議案第10号 | 令和4年度使用県立中学校の教科用図書の採択について（議案第9号）及び令和4年度使用県立特別支援学校小学部・中学部の教科用図書の採択について（議案第10号）、義務教育課長及び特別支援教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 |
| 議案第11号 | 教育職員免許状の取上げについて（議案第11号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 |
| 議案第12号 | 教育長臨時代理による処理の承認について（議案第12号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 |
| 議案第13号 | 教育長臨時代理による処理の承認について（議案第13号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 |
| (10) 報告審議 報告第1号 | 訓告処分等について（報告第1号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。 |
| (11) 次回の日程 | 次回の定例会について、教育総務課長から令和3年9月15日（水）午後1時30分から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。 |
| (12) 閉会 | 午後3時58分、教育長から閉会が告げられた。 |